# 医療的ケア児等支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

令和８年 10 月

海老名市

# 医療的ケア児等支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

本要領は、医療的ケア児等支援事業業務委託（以下「本業務」という。）の受託候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

## １　公募の経緯

海老名市立児童発達支援センター（以下「センター」という。）は現状の施設規模では、増加する障がい児・者等への対応が困難になっているという課題がある。そのため、センター内で事業を実施している既存の「わかばケアセンター（成人生活介護事業）」を現在建設中である社家の海老名市立障がい者地域活動センターに移転し、単なる療育だけでなく、多角的な支援を行うことで、施設全体をこども支援に特化した体制を整えた「こどもを中心とした施設（児童の拠点施設）」へ再編成する。

この施設の再編成に伴い、新たに本業務を実施することから、公募を行うものである。

## ２　公募の趣旨・目的

センター全体をこども支援に特化した体制とし、多様なニーズに応じた活動（居場所、療育、相談など）を複合的に提供できる中核施設にするため、専門的な知識やノウハウを有している民間業者に委託することで、事業の安定的な実施、質の高いサービス提供が図れるようにすることを目的とする。

このプロポーザルの実施に当たっては、本要領に定めるものとする。本要領に定めのない事項については、海老名市プロポーザル方式実施取扱要綱（以下「要綱」という）、海老名市契約規則ほか契約関連規程に準ずる。

## ３　業務の概要

（１）委託事業名

医療的ケア児等支援事業業務委託

（２）履行場所

神奈川県海老名市中新田３８３番地の１

海老名市立児童発達支援センター

（３）業務の内容

別添、医療的ケア児等支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）のとおり

（４）委託期間

令和９年２月１日　から　令和 13 年３月 31 日　まで

なお、事業開始は令和 10 年４月１日からとする。

また、センターの再編に伴う改修工事期間の延長等を理由とし、必要に応じて事業開始時期を変更することができる。その場合、海老名市は受注者に

対し、事前に通知するものとする。

（５）海老名市からの委託費

本業務については、日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 年法律第 123 号）（以下「障害者総合支援法」という。）第 77 条第３項に規定する日中一時支援事業（以下「日中一時支援事業」という。）の報酬等での対応となるため、海老名市からの委託費の支払いは想定していない。

（６）担当部署

〒243-0492
神奈川県海老名市勝瀬 175 番地の１
海老名市　保健福祉部　障がい福祉課　障がい福祉係

## ４　選定方法等

（１）選定方法

本プロポーザルでは、提案書等の書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査により選定委員会等が審査を行い、最優秀提案者の選考を行う。

なお、提案者が多数の場合には、要綱第 12 条の規定により事前審査を実施する場合がある。

（２）審査結果の通知等

審査結果は、最優秀提案者及びそれ以外の提案者へ個別に文書で通知すると共に、最優秀提案者を海老名市ホームページへ掲載する。

（３）情報公開

プロポーザルの結果について海老名市情報公開条例（平成 14 年条例第 32 号）に基づく公開請求があった場合、同条例第７条各号に掲げる非公開情報を除き、公開する。公開の可否は、海老名市が判断する。

## ５　スケジュール

| No. | 項目 | 日程 |
|---|---|---|
| 1 | プロポーザル公表、参加意向申出受付開始、質疑受付開始 | 令和８年 10 月５日(月) |
| 2 | 説明会 | 令和８年 10 月 16 日(金)若しくは 10 月 19 日 (月) |
| 3 | 質疑締切 | 令和８年 10 月 22 日(木)正午 |
| 4 | 参加意向申出の受付締切 | 令和８年 10 月 30 日(金)17 時 |
| 5 | 参加資格確認結果通知<br>提案書類提出受付開始 | 令和８年 11 月 13 日(金) |
| 6 | 提案書提出締切 | 令和８年 12 月７日(月) |
| 7 | 審査（プレゼンテーション及びヒアリング） | 令和８年 12 月 21 日(月)<br>予備日:令和８年 12 月 19 日(土) |
| 8 | 審査結果通知及び最優秀提案者公表 | 令和８年 12 月 25 日(金) |
| 9 | 契約締結 | 令和９年２月１日 (月) |

※スケジュールは予定であり、変更する場合がある。

## ６　参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、本業務を安定かつ円滑に実施できる能力と適正な実施体制を有する法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体とする。(個人での応募は不可)

また、本プロポーザル公表日現在において、次に掲げる要件をすべて備えている者とする。ただし、この公表の日から最優秀提案者決定までの期間に次に掲げる要件をすべて満たさなくなった場合は、プロポーザルに参加し最優秀提案者になることはできない。

（１）海老名市競争入札参加資格者登録名簿に登載されている者であること。

なお、名簿に登載されていない場合、次の書類を整え応募書類と併せて提出できる者とする。

ア　法人の業務（事業）報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）

イ　暴力団排除事項に関する誓約書

ウ　暴力団員等調査同意書及び役員名簿及び納税状況調査同意書

エ　契約に関する代理人の委任状（支店を相手方とする場合）

（２）海老名市競争入札参加停止等措置要綱（平成 21 年度４月１日制定）の規定による停止措置を現に受けていないこと。

（３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しないこと。

（４）破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又

は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受け、又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りではない。

（５）事業者及びその代表者又は役員等が海老名市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 43 号）第２条各号のいずれにも該当しないこと。

（６）日中一時支援事業その他医療的ケア児支援事業の運営実績を有する者。

（７）その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

## 7　配布書類

（１）配布期間

令和８年 10 月５日（月）から令和８年 10 月 30 日（金）正午まで

（２）入手方法

海老名市ホームページからダウンロード

（３）配布書類一覧

ア　医療的ケア児等支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

イ　医療的ケア児等支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル要求仕様書

ウ　医療的ケア児等支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル提案評価基準

エ　海老名市プロポーザル方式参加意向申出書（要綱第１号様式）

オ　医療的ケア児等支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル様式集

※ 海老名市契約関連規定は、契約検査課の入札・契約ホームページを必ず確認すること。

※ 本要領のほか、本件プロポーザル関係書類に変更等が生じた場合、質疑回答欄に掲載する。

## ８　参加意向申出

プロポーザルの参加を希望する場合、次のとおり申し出ること。

参加意向申出を受けて市で参加資格の確認を行う。確認結果については、参加資格審査結果通知書（要綱・第２号様式）により文書で通知する。参加資格を有していることが確認できた者に対して、関係書類提出要請書（要綱・第３号様式）により企画提案書等の提出を要請する。

| | |
|---|---|
| 提出書類 | ①「海老名市プロポーザル方式参加意向申出書」（要綱・第１号様式）<br>②「調査書」（要領・様式１）<br>③県又は市が発行する日中一時支援事業の指定書等の写し<br>④国、県、市による指導監査等結果等の写し（直近のもの） |
| 提出部数 | 各１部 |
| 提出期限 | 令和８年 10 月 30 日(金)午後５時までに必着 |
| 提　出　先 | 海老名市　保健福祉部　障がい福祉課<br>〒243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の１<br>電話　046（235）4813（直通）<br>E－mail shougaifukusi@city.ebina.kanagawa.jp |
| 提出方法 | 郵送、持参、メールのいずれか<br>①郵送の場合<br>特定記録郵便等追跡可能な郵便で送付すること。(郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議申し立てることはできない。)<br>②持参の場合<br>提出期限日までの月曜日から金曜日において、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時から午後５時までの間のみ受付<br>③メールの場合<br>メール送信後、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時から午後５時までに電話にて受信の有無を確認すること。<br>※メールの件名は「【プロポーザル参加意向申出　社名（事業者名）】」とすること。 |

## ９　説明会（希望者のみ）

| | |
|---|---|
| 開催日時等 | 令和８年 10 月 16 日(金)若しくは 10 月 19 日（月）<br>※出席日・場所については、改めて通知する。 |
| 内　　容 | 実施要領、施設概要等の説明 |
| 参加人数 | ２名以内 |
| 提出書類 | 説明会参加申込書（様式任意）<br>※申込書には①法人名、②法人の住所、③代表者氏名、④出席者氏名、⑤連絡先を記載すること |
| 提出部数 | １部 |
| 提出期日 | 令和８年 10 月 14 日（水）午後５時までに必着 |
| 提　出　先 | 「８　参加意向申出」と同じ |
| 提出方法 | 「８　参加意向申出」と同じ<br>※ただし、メールの件名は「【プロポーザル質問　社名（事業者名）】」とすること。 |

## 10　質疑方法等

プロポーザルに関する質疑は、次のとおりとする。ただし、審査に支障を来す質問及び委託業務の実施に必要がないと判断される質問並びに電子メール以外の手段による質問は受け付けない。

| | |
|---|---|
| 提出方法 | 質疑書（要領・様式２）により電子メールにて提出すること。 |
| 回　　数 | 提案者ごとに１回まで<br>ただし、回答内容に対し、再質疑を要する場合は相談すること。 |
| 提　出　先<br>アドレス | shougaifukusi@city.ebina.kanagawa.jp |
| 提出期限 | 令和８年 10 月 22 日(木)正午まで（必着）<br>※メール送信後、土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日、午前９時から午後５時までに電話にて受信の有無を確認すること（最終日は正午まで）。 |
| 質問の回答 | 令和８年 10 月 27 日(火)までに海老名市ホームページに公表する。 |

## 11　企画提案書の提出について

海老名市から参加資格が認められ、企画提案書等の提出要請を受けた者は、次のとおり担当部署まで提出すること。

| | |
|---|---|
| 提出書類<br>提出部数 | 次の書類を 12 部（正本１部、副本 11 部）提出すること<br>①「海老名市プロポーザル方式提案書等提出意思確認書」（要綱・第４号様式）<br>※副本には添付不要とする。<br>②「企画提案書」（要領・様式３）<br>※副本には提案者名（会社名）を表示しないこと。 |
| 提出期限 | 令和８年 12 月７日(月)午後５時までに必着 |
| 提　出　先 | 海老名市　保健福祉部　障がい福祉課<br>〒243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の１ |
| 提出方法 | 郵送又は持参<br>①郵送の場合<br>特定記録郵便等追跡可能な郵便で送付すること。(郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議申し立てることはできない。)<br>②持参の場合<br>提出期限日までの月曜日から金曜日において、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時から午後５時までの間のみ受付 |

## 12　提出書類作成上の留意点

（１）提出書類は、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成すること。

（２）企画提案書に係る留意点は、企画提案書に記載のとおりとする。なお、複数の応募又は複数の企画提案書を提出することはできない。

（３）提出書類等は、原則としてＡ４縦型の用紙（印刷の向き：縦、文字方向：横書き、文字サイズ：12 ポイント）を用いること。

（４）両面印刷は可とするが単一の書類に限ることとし、異なる様式等の両面印刷は行わないこと。

（５）正本と副本の内容は、字体・色等を含め、すべて同一とすること。また、正本と副本とが識別できるよう提出すること。副本については、提案者名は記載しないこと。

（６）提出後の提出書類の記入内容の変更は、原則として認めない。

## 13　審査

（１）審査の対象者

海老名市が審査書類の提出要請を行った者を審査の対象とする。

（２）最優秀提案者の特定方法

審査は、各評価項目について審査を行う。

各選定委員の得点により、選定委員ごとに順位をつけ、その順位に応じて順位点を配点し、配点された順位点の合計得点により判断する。

審査では、提案者からのプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリングを行い、最優秀提案者を特定する。審査方法等については、次のとおりとする。

| | |
|---|---|
| 審査予定日 | 令和８年 12 月 21 日（月）<br>予備日：令和８年 12 月 19 日（土）<br>※応募者数に応じて、予備日にも審査を実施する場合があります。各応募者の審査日時については、参加可能日及び複数事業への応募状況を踏まえ、市が調整のうえ、別途通知する。 |
| 場　　所 | 〒243-0421　海老名市さつき町 51 番地の２<br>えびな市民活動センター　ビナレッジ<br>※予備日は実施場所が異なります。<br>〒243-0422　海老名市中新田 377 番地<br>えびなこどもセンター |
| 審査内容 | ①本業務に関するプレゼンテーション<br>②提案者に対するヒアリング |
| 出席人数 | ３名以内<br>うち１名は統括責任者または運営責任者となる予定の者が出席すること。 |
| 審査時間 | プレゼンテーション：15 分以内<br>ヒアリング：30 分程度。プレゼンテーション終了後に実施する。 |
| 評価基準 | 「提案評価基準」により審査を実施する。 |
| 順位点 | １位…５点、２位…３点、３位以下…０点<br>※選定委員の採点中に「Ｅ」がある場合は「選外」として取り扱う。 |
| 審査結果の通知 | 審査結果は、対象者全員に個別に文書で通知するとともに、海老名市ホームページで公表する。 |
| 機器等 | プレゼンテーションに必要な機器は持参すること。なお、次の機器は、海老名市で用意したものを使用することができる。<br>①　プロジェクター（ＨＤＭＩ端子）<br>②　ＶＧＡ端子ケーブル（10ｍ）<br>③　ＨＤＭＩケーブル（5ｍ） |

| | |
|---|---|
| | ④　ドラムリール（20ｍ）<br>⑤　スクリーン（1.2ｍ×1.6ｍ）<br>⑥　レーザーポインター（緑） |
| その他 | ①　提案者が事前に提出した企画提案書に基づいて実施<br>②　追加提案や追加資料の配布・投影は認めない<br>③　提案者の企業概要に関する項目のプレゼンテーションは不要<br>④　質疑応答は、審査会場の出席者が対応すること。 |

## 14　最優秀提案者の取り扱いについて

（１）審査により第一順位者となった提案者と契約締結に向けた交渉を行うが、海老名市が第一順位者との交渉が不調となったと判断した場合には、第一順位者との交渉を終了し、第二順位者と交渉する。以下、第二順位者との交渉が不調となった場合も同様とする。

（２）契約は本プロポーザル結果に基づく随意契約とする。

（３）契約及び手続きについては、海老名市契約規則及び契約約款による。

## 15　失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

（１）本要領に定める手続以外の手法により、選定委員又は事務局等関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合

（２）「参加意向申出書」の提出後、契約締結までの期間に本要領の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合

（３）提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合

（４）本要領に違反した場合

（５）公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合

（６）他の参加者の応募を妨害した場合

（７）その他選定委員会が本要領に違反すると認める場合

## 16　その他

（１）次の費用については受託者の負担とする。

ア　本プロポーザルに関する費用

イ　契約締結に必要な費用（収入印紙等。ただし、本市は非課税につき貼付不要）

ウ　契約締結から履行開始日までの間において準備等に要する費用

（２）提出された書類等は返却しない。また、海老名市は提出された書類を保存し、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。

（３）提出された書類等は審査等において必要な場合は複写する。

（４）提出された書類等は、海老名市情報公開条例第７条の規定により公開する場合がある。非公開としたい情報がある場合は、提出様式集の「非公開としたい情報届出書」（要領・様式５）により届け出ること。ただし、届出があっ

た場合においても、海老名市情報公開条例第７条に規定する非公開情報に該当しない場合は、公開する。

（５）「参加意向申出書」提出後に辞退する場合は、「海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書」（要領・様式６）を提出すること。

（６）最優秀提案者が、正当な理由なくして契約締結に応じない場合は、最優秀提案者の決定を取り消す場合がある。

（７）契約締結までに、最優秀提案者が業務の履行が確実でないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により本業務の受託者としてふさわしくないと認められるときは、最優秀提案者の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。

（８）本プロポーザルは、業務委託の実施における最優秀提案者の選定を目的に実施するものであり、契約の締結を確約するものではない。また、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

（９）本業務の予算が議決されない場合、最優秀提案者との契約交渉が不調となった場合等契約の締結ができなかった場合においても、提案者は、海老名市及び海老名市議会に対し、損害の賠償を請求することはできない。

（10）本プロポーザルの参加者は、本プロポーザルの手続において知り得た本市に関する情報を他に漏らしてはならない。

（11）本要領に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が定める。